

国家税務総局「税収減免管理弁法（試行）」

国税発[2005]129号

国家税務総局
2005年8月3日

税収減免管理弁法（試行）

第1章 総則

第1条 税減免管理業務を規範化・強化するため、「中華人民共和国税徴収管理法」（以下、税徴収管理法）およびその実施細則並びに関係税法・法規、規程の税減免に対する規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法でいう税減免とは税徴収に関する法律、法規および国の税徴収規定（以下、税法規定）に基づき、納税者に対して減税、免税することを指す。減税とは納税すべき税額から一部税額を減額徴収することを指す。免税とはある税種、ある項目の税額の徴収を免除することを指す。

第3条 各級税務機関は法律に基づいて、公開、公証、効率、便利の原則を遵守し、税減免管理を規範化しなければならない。

第4条 税減免は審査類税減免と登録類税減免の二種類に区分される。審査類税減免とは税務機関が審査・認可すべき税減免項目を指す。登録類税減免とは審査・認可手続きを取り消した税減免項目および税務機関の審査・認可を受ける必要のない税減免項目を指す。

第5条 納税者が審査類税減免を享受する場合、相応の資料を提出して申請し、本弁法規定に基づいて審査・認可する権限を有する税務機関（以下、有権税務機関）によって審査、認可を経て確認した後、執行される。規定に従って申請せず、あるいは申請はしたが、有権税務機関による審査・認可の確認を経ていない場合、納税者は税減免を享受することはできない。

納税者が登録類税減免を享受する場合、税務機関への登録後に、その登録日から執行される。納税者が規定に基づいて登録しない場合、一律に税減免を行ってはならない。

第6条 納税者が同時に減免項目と非減免項目に該当している場合、個別・独立的に減免項目の税額および減免額限度を計算しなければならない。個別に計算することができない場合、税減免を享受することはできない。計算が不明確な場合は、税務機関が合理的な方法に基づいて査定する。

第7条 納税者が法に基づいて税減免待遇を享受することができるにもかかわらず、享受しておらず余分に納税した場合、明確な規定がないため税務機関で審査・認可を受ける必

要があり、または申請期限に関する規定がない場合、納税者は税徴収管理法第 51 条に規定されている期限内に税減免の申請を行い、余分に納付した税額の還付を要求することができるが、同期間の預金利息は加算することができない。

第 8 条 税減免の審査・認可機関は税徴収に関する法律・法規、規程に基づいて設定される。国家税務総局による審査・認可が必要と規定された場合、各省、自治区、直轄市、計画単列市の税務機関経由で国家税務総局に報告しなければならない。省級税務機関および省級以下の税務機関による審査・認可が必要と規定された場合、各省級税務機関によって審査、認可され、あるいは審査・認可権限が確定され、原則として納税者が所在する県、（区）の税務機関が審査・認可しなければならない。税減免額が比較的大きいあるいは税減免に関する要件が複雑な項目については、各省、自治区、直轄市、計画単列市の税務機関が効率と利便性、監督と責任の原則に基づいて、即時に審査・認可権限を区分することができる。

各級税務機関は規定された権限と手順に基づいて税減免の審査・認可を行なわなければならない。越権や規定違反による税減免の審査・認可は禁止する。

第 2 章 税減免の申請、報告および審査・認可に関する実施

第 9 条 納税者は審査類税減免を申請する場合、政策に規定されている税減免期限内に、主管税務機関に書面で申請するとともに以下の資料を送付しなければならない。

- (1) 税減免申請報告。税減免の理由、根拠、範囲、期限、数量、金額を列挙する。
- (2) 財務諸表、納税申告表。
- (3) 関係部門が発給した証明資料。
- (4) 税務機関が提出を求めるその他の資料。

納税者が送付した資料は真実、正確で全て揃ったものでなければならない。税務機関は納税者に対してその申請する税減免項目に関係のない技術資料、その他の資料の提出を要求することはできない。

第 10 条 納税者は主管税務機関に対し税減免を申請することができ、また直接有権税務機関に申請することもできる。

納税者所在地の主管税務機関によって受理され、上級税務機関が審査・認可すべき税減免の申請について、主管税務機関は受理申請した日から 10 営業日以内に直接、上級有権税務機関に報告しなければならない。

第 11 条 税務機関は納税者が提出した税減免申請に対し、以下の状況に基づいてそれぞれ対応しなければならない。

- (1) 申請した税減免項目が法に基づいて税務機関の審査・認可を経てから執行される必要がない場合、即時に納税者に対し受理する必要のないことを通知しなければならない。
- (2) 申請した税減免に関する資料が詳細でない、あるいは誤りがある場合、納税者に対して通知し、更正を許可しなければならない。

(3) 申請した税減免に関する資料が揃っていない、あるいは法定の形式に合致しない場合、5 営業日以内に納税者が補正すべき全ての内容を通知しなければならない。

(4) 申請した税減免に関する資料が揃っており、法定の形式に合致する場合、あるいは納税者が税務機関の要求に基づいて全ての税減免に関する補正資料を提出した場合、納税者の申請を受理しなければならない。

第 12 条 税務機関が税減免申請を受理した、あるいは受理しなかった場合、当該機関の専用印鑑を押印し、期日を明記した書面による証明書を発給しなければならない。

第 13 条 税減免の審査・認可は、納税者が提供した資料と税減免に関する法定条件の関連性を審査するもので、納税者の真実の申請報告責任を変更するものではない。

税務機関が申請資料の内容に対して実地調査をする必要がある場合、2 名以上の担当者を派遣し、規定された手順に基づいて実地調査を行い、調査状況を記録しなければならない。

上級税務機関は、税減免に関する実地調査業務量が多く、長時間かかる場合、企業所在地の区、県級税務機関に具体的に実施するように委託することができる。

第 14 条 減免期限が一納税年度を超えた場合、一回限りの審査認可を行なう。

納税者の税減免を享受する条件に変化が発生した場合、変化が発生した日から 15 営業日以内に税務機関に対して報告しなければならず、税務機関の審査を経た後、その税減免を停止する。

第 15 条 有権税務機関は納税者の税減免申請に対して、以下の規定時間に基づいて審査・認可業務を完了し、審査・認可の決定を行なわなければならない。

県、区級税務機関が審査・認可した税減免は、20 営業日以内に審査・認可の決定を行なわなければならない。

地方市級税務機関が審査・認可した税減免は、30 営業日以内に審査・認可の決定を行なわなければならない。

省級税務機関が審査・認可した税減免は、60 営業日以内に審査・認可の決定を行なわなければならない。

規定された期間内に決定できない場合、本級税務機関責任者の許可を経て、10 営業日を延長することができるが、期限延長の理由を納税者に通知しなければならない。

第 16 条 税減免申請が法定要件、基準に合致した場合、有権税務機関は規定された期限内に税減免を与えることを書面で決定しなければならない。法に基づいて税減免を与えない場合、理由を説明するとともに、納税者に法に基づいた行政再審議の申請あるいは行政訴訟の提起をする権利があることを通知しなければならない。

第 17 条 税務機関が税減免の審査・認可を決定した場合、決定した日から 10 営業日以内に納税者に対し税減免の審査・認可の決定を書面の形で送付しなければならない。

第 18 条 税減免の結果が通知されるまでは、納税者は規定に基づいて税金納付に関する申請報告を行わなければならない。

第 19 条 納税者は登録類税減免が執行される前に、主管税務機関に対して以下の登録資料を提出しなければならない。

- (1) 税減免政策の執行状況。
- (2) 主管税務機関が提出を求める関連資料。

主管税務機関は納税者が提出した税減免登録の書類を受理した後、7 営業日以内にその書類の登録を完了するとともに、納税者に執行するように通知しなければならない。

第 3 章 税減免の監督・管理

第 20 条 納税者がすでに税減免を享受している場合、正常な申請報告として取り扱い、税減免申請報告を行なう。

納税者の税減免が期限に達した場合、税金納付の申請報告を行わなければならない。税務機関と税徴収管理者は納税者が税減免を享受している状況に対する管理監督を強化しなければならない。

第 21 条 税務機関は納税状況の検査、法執行状況の検査あるいはその他専門項目の検査と関連させ、毎年定期的に納税者の税減免事項に対する徹底化した調査、整理を行い、監督・検査を強化する。主要内容は下記の通りである。

- (1) 納税者が税減免の資格条件に合致するか否か、関連状況を隠匿、または虚偽の書類を提出するなどの手段で税減免を取得しているか否か。
- (2) 納税者の税減免を享受する条件に変化が発生した時、その変化した状況に基づいて税務機関の再審査を経た後、税減免を行なっているか否か。
- (3) 税減免された税額に規定の用途がある場合、納税者がその規定した用途に基づいて減免された税額を使用しているか否か。税減免に期限規定がある場合、期限後に納税しているか否か。
- (4) 納税者が税務機関の認可を経ず、勝手に税減免を享受している状況が存在しているか否か。
- (5) 既に享受している税減免を申告・報告しているかどうか。

第 22 条 税減免の審査・認可においては審査・認可した者が責任を負う制度を採用し、各級税務機関は税減免の審査・認可に職場責任制考課体系を組み入れ、税徴収行政法執行責任追及制度を確立しなければならない。

- (1) 健全な審査・認可のフォローおよびフィードバック制度を確立する。各級税務機関は定期的に審査・認可業務状況に対してフォローおよびフィードバックを行い、適時に審査・認可業務メカニズムを完備しなければならない。
- (2) 審査・認可した記録書類に対する審査・評価制度を確立する。各級審査・認可機関は各種の審査認可資料に対して公文書記録を作成、各種の公文書記録資料を適切に保管し、

上級税務機関は定期的に公文書記録資料に対して審査・評価を行わなければならない。
(3) 階級監督制度を確立する。上級税務機関は監督制度を確立し、下級税務機関が本弁法で規定された権限、条件、期限などに基づいて税減免審査・認可業務を実施しているか否かを含めて、税減免の審査・認可業務に対する監督を強化しなければならない。

第 23 条 税務機関は本弁法に規定された期間、手順に基づき、公正透明、廉潔、効率、納税者の利便の原則に基づいて、納税者が申請した税減免事項を即時に受理、審査・認可しなければならない。客観的原因によって即時に受理あるいは審査・認可されない場合、あるいは規定手順に基づいて審査・認可、事実確認をしなかったため、審査・認可において誤りが発生した場合は、税徴収管理法と税徴収法執行責任制の関連規定に基づいて責任を追及する。

第 24 条 納税者の実際の経営状況が税減免規定条件に見合わず、あるいは欺瞞的手段により税減免を享受している場合、税減免を享受する条件に変化が発生したが即時に税務機関に報告していない場合、本弁法に規定された手順に基づいて認可・報告せず勝手に税減免を行った場合、税務機関は税徴収管理法関連規定に基づいて処理する。

税務機関の審査・認可責任あるいは事実確認の誤りによって企業の税未納あるいは過小納税が発生した場合、税徴収管理法第 52 条の規定に基づいて執行する。

税務機関が越権行為により税減免した場合、税徴収管理法第 84 条の規定に基づいて処理する。

第 25 条 税務機関は形式より実質を重視する原則に基づき、企業の実際の経営状況に対する事後監督検査を行わなければならない。検査過程において、関連専門技術あるいは経済鑑定部門が認定した過程において誤りを発見した場合、ただちに関連認定部門と協力し、是正を具申、即時に関係納税者の優遇資格を取り消し、関係責任者の法律責任の追及を督促しなければならない。関係部門が違法な証明を提供し、税未納、過小納税が発生した場合、「中華人民共和國税収徴収管理法実施細則」第 93 条の規定に基づいて処理する。

第 4 章 税減免の登録

第 26 条 主管税務機関は納税者の税減免管理台帳を作成し、詳細に税減免の認可期日、項目、年限、金額を登記し、税減免に関する動態管理監督体制を確立しなければならない。

第 27 条 「風害、火災、水害、地震」など、深刻な自然災害および国家が確定した「高齢化、少数民族地域、辺境で貧困な地域」および西部地区に新たに設立された企業の年度減免が中央財政税収 100 万元に到達、あるいはそれを超えた場合、国家税務総局は審査・認可せず、審査・認可の権限を有する各省級税務機関が具体的に確定する。審査・認可の税務機関は企業別の税減免状況（税減免項目、減免根拠、減免金額などを含む）を省級税務機関に報告しなければならない。

第 28 条 各省、自治区、直轄市、計画単列市の税務機関は毎年 6 月末までに、書面により国家税務総局に対し、前年度税減免状況と総括報告を報告・送付しなければならない。国家税務総局が審査・認可した税減免事項の実施状況は、省級税務機関が書面によって報告しなければならない。税減免総括報告の内容には、税減免の基本状況と分析、税減免政策の実施状況および存在する問題、税減免管理経験および提案を含む。

第 29 条 税減免の計算・統計方法は別途規定を通達する。

第 5 章 付則

第 30 条 本弁法は 2005 年 10 月 1 日から施行される。前規定が本弁法に抵触する場合は、本弁法に基づいて執行する。

第 31 条 各省、自治区、直轄市、計画単列市の国家税務局、地方税務局は本弁法に基づいて具体的な実施規則を制定することができる。

付属文書

企業所得税減免の審査・認可条件

1. ソフトウェア開発企業、集積回路設計企業の所得税優遇

(1) ソフトウェア開発企業は下記の要件を具備していなければならない。

省級情報産業主管部門が発給したソフトウェア企業認定証書を取得していること。

コンピューターソフトウェアの開発生産、システムインテグレーション、応用サービス、その他の相応な技術サービスを主要業務としていること。単純なソフトウェア取引に従事する企業は享受することができない。

自社開発あるいは知的財産権を有するソフトウェア製品を 1 種類以上有している、あるいは資質等級認定証書を有するコンピュータ情報システムインテグレーションなどによってサービス提供を行なっていること。

ソフトウェア開発と相応な技術サービスなどの業務に従事する上で必要な技術設備と経営拠点を有していること。

ソフトウェア製品の開発および技術サービスに従事する技術者数が企業の従業員総数に占める比率が 50% 以上であること。

ソフトウェア技術および製品の研究・開発の経費が企業ソフトウェア収入の 8% 以上を占めていること。

年間のソフトウェア販売収入が企業の年間総収入に占める比率が 35% 以上で、そのうち、自社開発したソフトウェアの収入がソフトウェアの販売収入の 50% 以上を占めていること。

(2) 集積回路設計企業は下記の要件を具備していなければならない。

情報産業部が委託した認定機構によって認定した証書、証明書類を取得していること。

集積回路設計を主要業務としていること。

集積回路の設計・開発に適した生産・経営拠点、ソフトウェア・ハードウェア用設備および人員などの基本条件を満たし、生産過程および集積回路設計の管理規程に設計製品の品質を保証する手段と能力を有していること。

自社で設計した集積回路製品の収入および委託を受けて設計した製品の収入が企業の年間総収入に占める比率が30%以上であること。

(3) 国家企画配置内の重点ソフトウェア企業は、国家発展・改革委員会、商務部、情報産業部、国家税務総局が共同で確定した重点ソフトウェア企業リストに登録され、中国ソフトウェア協会が認定した国家企画配置内の重点ソフトウェア企業証書を取得していること。

(4) 新たに設立されたソフトウェア企業、集積回路企業とは、2000年7月1日以降に設立された企業を指す。利益取得年度とは、企業が生産、経営を開始した後、初めて利益を取得した納税年度を指す。企業設立の初期に損失を計上した場合は、税法規定に基づいて逐年収益から損失を控除することができ、控除後（あるいは規定の控除年限を超えた後）利益を計上した年度を利益取得年度とする。所得税の減免期限は利益取得年度から連続して計算されなければならない。途中で発生した損失により繰り延べることはできない。

2. リストラ失業者を再就業させた企業の所得税優遇

(1) リストラ失業者の範囲

具体的な範囲は以下の通りである。

国有企業のリストラ職員

国有企業の失業者

国有企業の閉鎖、倒産により再就職が必要な者

最低生活保障を享受しており、かつ失業から1年以上その都市にいるその他の失業者企業が職業を安定させたリストラ失業者は労働保障部門が発給した再就業優遇証書を所持していなければならない。

(2) 商貿企業の具体的条件

商貿企業とは小売業（タバコ製品の小売は含まず）、宿泊・飲食業（観光ホテルは含まず）を指す。商業小売企業とは商品販売営業場所、カウンターを有すると同時に自分で商品を生産しておらず、直接最終消費者に販売する商業小売企業を指し、総合的な商品販売に従事するデパート、スーパーマーケット、小売商店などを含む。

新たに設立された商貿企業は労働保障部門が審査・発給した「新設商貿企業リストラ失業者雇用認定証明」を取得しなければならない。現有の商貿企業は労働保障部門が審査・発給した「現有商貿企業リストラ失業者雇用認定証明」を取得しなければならない。

当該年度に職業を安定させたリストラ失業者が規定された比率に合致すること。

採用したリストラ失業者との間に安定した雇用関係を構築し、1年以上の労働契約あるいは協議に調印し、採用したリストラ失業者の養老保険に加入させること。

(3) サービス型企業の具体的条件

サービス型企业とは現行営業税におけるサービス業税目に規定されている経営活動に従事する企業を指し、広告業、サウナ、マッサージ、インターネットカフェなどのサービス型企业は含まれない。

新たに設立されたサービス型企业は労働保障部門が審査・発給した「新設サービス型企业リストラ失業者雇用認定証明」を取得しなければならず、現有サービス型企业は労働保障部門が審査・発給した「現有サービス型企业リストラ失業者雇用認定証明」を取得しなければならない。

その他要件は商貿企業の基準に準じて執行される。

(4) 国有大中型企業が主要な業務・副次業務の分離や副業制度改革によってリストラされた本企業の余剰人員が設立した経済実体

経済実体は下記の条件に合致しなければならない。

(a) 元の企業の非主要業務の資産、休眠資産あるいは政策で指定した破産企業の有効資産（以下、三類資産）を利用していること。

(b) 独立採算で明確な資産所有権があり、所有権主体の多元化を逐次実現すること。

(c) 雇用した元の企業の余剰人員が職員総数に占める比率が30%以上であること（30%を含む）

(d) 再就業した職員と変更または調印した新しい労働契約があること。

その中で、地方企業「三類資産」の認定については、財政部門または財政部門の同意を得た国有資産管理部門が証明を発給する。主要業務・副次業務の分離や副次業務制度改革の認定およびその所有権の多元化の認定は経済貿易部門が証明を発給する。余剰人員の認定や労働契約の調印および再就業の比率は労働保障部門が証明を発給する。中央企業は国家経済貿易委員会、財政部、労働・社会保障部が共同で提出した意見と集团公司（総公司）の認定証明が必要である。

国有大中型企業（以下、企業）の主要業務・副次業務、副次業務制度改革の範囲は国有および国有持ち株の大中型企業であり、国有持株とは国有企業の大多数の株式を指し、企業の全資本のうち、国家資本（株式）の占める比率が50%以上の企業を指す。

国有大中型企業の区分基準は、元国家経済貿易委員会、元国家発展計画委員会、財政部、国家統計局が共同で発布した「中小企業基準暫定的規定の発布に関する通知」（国経貿中小企〔2003〕143号）に規定されている企業の区分基準に基づいて執行される。

企業の副業資産の範囲。副業資産とは主として主体企業の主要業務との関係が密接でなく、一定の発展潜在力のある事業会社および相応の資産である。これには主要業務にサービスを提供する部品加工や修理・交換、運輸、設計、コンサルティング、研究所など含む。

(5) 加工型労働就業サービス企業、コミュニティにおける加工型小企業は労働保障部門

が審査・発給した「加工型労働就業サービス企業のリストラ失業者雇用認定証明」あるいは「コミュニティにおける加工型小企業リストラ失業者雇用認定証明」を有していること。その他の条件は上述基準に基づいて執行する。

(6) リストラ失業者によって新たに設立された企業とは 2002 年 9 月 30 日以降、新たに設立された企業を指す。

3. 職業の自己安定を図るため都市退役兵士の所得税優遇

(1) 職業の自己安定を図るための都市退役兵士とは都市職業安定の条件に合致し、当該地の民政部門と「退役兵士の職業安定協議書」に調印し、「都市退役兵士自己職業安定証」を取得した士官と義務兵役兵を指す。

(2) 納税者が職業安定を図る都市退役兵士が就業のために新たに設立したサービス型企业(広告業、サウナ、マッサージ、インターネットカフェなどを除く)と商貿企業(卸売業、卸小売兼営およびその他非小売業務に従事する商貿企業を除く)。サービス型企业とは現行営業税におけるサービス業税目に規定されている経営活動を行なう企業を指す。

(3) 民政部門が審査・発給した、新設サービス型企业あるいは新設商業小売企業が職業安定を図る都市退役兵士の認定証明を取得していること。

(4) 当該年度に新たに再就職した都市退役兵士が規定された比率に達していること。

(5) 期限 1 年以上の労働契約に調印し、再就職した都市退役兵士の社会保険を支払っていること。

4. 科学研究所、高等教育機関の各分野における技術的成果移転などの収入に対する所得税優遇

(1) 省、自治区、直轄市、計画単列市レベル以上の科学委員会の認定、同級税務機関の審査・認可を経て全民所有制企業によって独立採算している科学研究機構。企業・事業会社所属の研究所および技術開発やコンサルティング、サービス仲介などを行っている組織は含まれない。

(2) 省級以上の人民政府あるいは国家教育行政主管部门の認可を経て、国家がその短大レベル以上の学歴を承認した高等教育機関および高等教育機関が設立した科学研究の生産や教育が一体化した設計研究院、科学研究所。

(3) 政府、教育部門などが設立した当該学校の有効証明文書、あるいは認定・登記された技術契約を取得し、実際に発生した技術サービスによる収入明細表を提出できること。

5. 企業・事業会社の技術成果移転などの収入に対する所得税優遇

(1) 全民所有制事業会社に所属している科学技術開発に従事する機構、民営科学技術機構、国有大中型企業が設立した科学技術の開発を行なう事業会社でなければならない。

(2) 権限を有する認定機構が認定・登記した技術契約を取得し、実際に発生した技術サービスによる収入明細票を提出できること。

6. 高等教育機関の後勤経済実体（付属機関）に対する所得税優遇

(1) 付属機関が所属する高等教育機関が省級以上の人民政府あるいは国家教育行政部門の認可を経て、国家がその短大レベル以上の学歴を承認した高等教育機関であること。

(2) 高等教育機関の付属機関体制改革の過程で、元高等教育機関管理部門から分離されて設立され、独立採算を行い、法人資格を有し、更に学校を主要なサービス対象とし、取得した収入も学校の経済実体によるものであること。

高等教育機関の付属機関体制改革以外に設立されたその他の経済実体は、免税政策を享受することはできない。

(3) その収入が、学生、教師、学校教育のために提供するサービスによって取得したレンタル料、サービス収入である場合、税減免優遇を享受することができるが、その他の収入については享受することができない。

(4) 高等教育機関の付属機関体制改革に関する証明文書を有していること。

7. 制度転換した科学研究機構の所得税優遇

(1) 国務院の認可を経た元国家経済貿易委員会の管理下にある 10 国家局に所属する 242 科学研究機構と建設部など 11 部門に所属する 134 科学研究機構の中で、企業に転換した科学研究機構および企業に合併された科学研究機構でなければならない。

科学技術部、財政部、中央機構編制委員会弁公室の審査認可を経た国務院部門に所属する非営利的科学研究機構の中で企業に転換した科学研究機構および企業に合併された科学研究機構は、上述の優遇政策を享受することができる。

(2) 優遇を享受できる期日は制度転換を登記した日である。

(3) 元科学研究機構が保有する株式の割合が規定された基準に達している。

(4) 関係部門が発給した制度改革回答書および認可を経た制度改革計画を有している。

(5) 科学研究機構の全体制度改革後、新企業に占める株式が50%以上であること。

8. 中央、国務院各部門機関のサービスセンターの所得税優遇

(1) 所得税の優遇対象は中央機構編制委員会弁公室の認可を経た付属機関体制改革後の中央各部門、国務院各部門委員会、各直属機構の機関サービスセンター、機関サービスセンターでなければならない。これには機関食堂や車両部チーム、医務室、幼稚園、理髪店、クリーニング店、浴場、副食品基地（緑化基地）などの機関事務、職員生活のためのサービスを提供する非独立採算機関サービス事業所を含む。

(2) 独立的な経済採算を実施し、事業法人あるいは企業法人の資格を有し、規定に基づいた税務登記を行なっている。

(3) サービスにより取得した収入は、国家財政部から行政事務経費を全額享受した中央各部門機関が業務のために必要な各種労務と技術サービスを提供することにより取得した収入であること。

(4) 改革後の機関サービスセンターは機関内部のために提供したサービスにより取得した収入と機関以外に提供したサービスによる収入を区分して計算しなければならず、区分計算できなければ税收優遇政策を享受することができない。

(5) 企業の細分化によって再就職した職員を主として経営、サービス活動が行われている機関サービスセンターが新たに設立された企業である場合、その所得税優遇の具体的条件は以下の通りである。

当該年度における細分化によって再就職した職員が企業職員総数の60%を超えている場合、企業所得税免税期間は3年とし、免税期間が満了した後、当該年度における細分化による再就職した職員が元従業員総数の30%以上であった場合、企業所得税は半額徴収とし、その期間は2年とする。

企業従業員総数には当該企業で勤務する臨時社員や契約社員および退職した従業員を含む。

細分化によって再就職した従業員と安定した雇用関係を確立し、1年以上の労働契約あるいは合意を締結していること。

細分化によって再就職した従業員と元事業所との雇用関係を解除し、その従業員のために養老保険に加入していること。

(6) 地方省級党委員会、政府が行った付属機関体制改革後の政府機関サービスセンターは、上述の条件に従って執行する。

9. 「現在国家が発展を奨励している環境保護産業設備（製品）目録」に記載されている設

備（製品）を生産している企業に対する所得税優遇

（１）生産する設備（製品）が現行の「現在国家が発展を奨励している環境保護産業設備（製品）目録（第１回）」に列記された設備（製品）である。

（２）独立決算、また損益を独立決算できる。

（３）地方級以上（市級を含む）の元経済貿易委員会（現・国家発展改革委員会）による環境保護設備（製品）および企業の認定証明を取得している。

10．林業企業の所得税優遇

（１）優遇を享受する企業主体は林木、林木種子、苗木作物の植え付けおよび林木製品初期加工に従事する全ての企業・事業会社。

（２）林木、林木種子、苗木作物の植え付けおよび林木製品の初期加工によって取得した収入でなければならない。林木、林木種子、苗木作物の植え付けおよび林木製品初期加工の範囲は「国有農業関連企業・事業会社の企業所得税の徴収問題に関する財政部、国家税務総局の通知」（財税字〔1997〕49号）の規定に基づいて執行する。

（３）免税対象となった林木、林木種子、苗木作物の植え付けおよび林木製品の初期加工はその他の業務と区分して計算し、林木、林木種子、苗木作物の植え付けおよび林木製品の初期加工の収入に関する計算状況を正確に提供しなければならない。

11．漁業企業の所得税優遇

（１）遠洋漁業企業が税減免を享受するためには以下の条件を具備していなければならない。

農業部が発給した、有効期間内にある「遠洋漁業企業資格証書」を取得していること。
遠洋漁業によって取得した所得であること。

（２）漁業企業が税減免を享受するためには以下の条件を具備していなければならない。

各級漁業主管部門が審査・発給した、有効期間内にある「漁業捕獲許可証」を取得していること。

領海外の遠洋捕獲業務によって取得した所得であること。近海および領海内の捕獲業務によって取得した所得は優遇を享受できない。

（３）国有農業遠洋漁業企業およびその他国有農業漁業企業が漁業類初期加工によって取得した所得は、「国有農業企業・事業会社の企業所得税の徴収問題に関する財政部、国家税務総局の通知」（財税字〔1997〕49号）の規定に基づき企業所得税を免除する。

(4) 漁業企業は免税業務と徴税業務とを区分し計算しなければならない。

12. 西部大開発に対する所得税優遇

(1) 西部大開発の所得税優遇を享受する企業は必ず西部地区にある国家奨励類産業の内資企業でなければならない。西部地区には重慶市、四川省、貴州省、雲南省、陝西省、甘肅省、青海省、チベット自治区、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団、内モンゴル自治区、広西壮族自治区が含まれる。湖南省湘西土家族苗族自治州、湖北省恩施土家族自治州、吉林省延辺朝鮮族自治州は西部地区に準じた優遇政策が執行される。

(2) 投資主体が自己建設、自己運営を行なう企業は優遇を享受することができるが、単純にプロジェクト建設を請け負った施工企業は優遇を享受することはできない。

(3) プロジェクト業務収入と企業総収入の明細表を提供しなければならない。

(4) 15%の減税率で納税する企業は以下の条件を具備していなければならない。

「現在国家が重点的に発展を奨励している産業、製品、技術の目録(2000年修正)」に規定されている産業プロジェクトを主要業務としていること。

主要業務収入が企業総収入の70%以上を占めていること。

省級以上(省級を含む)の関係産業主管部門が発給した国家重点奨励対象となる産業、製品、技術に関する証明文書を取得していること。

(5) 新設された交通、電力、水利、郵政、ラジオ・テレビ企業が「二免三減半」の優遇を享受するためには以下の条件を具備していなければならない。

主要業務の収入が企業総収入の70%以上を占めていること。

交通企業とは新たに投資し設立された道路、鉄道、航空、港湾、埠頭運営、パイプ運輸などに従事する企業を指す。新設した電力企業とは新たに投資し設立された電力運営に従事する企業を指す。新設した水利企業とは新たに投資し設立された河川湖沼における総合整備、洪水防止、灌漑、給水、水資源保護、水力発電、水土保持、河道浚渫、河川堤防工事など水利開発、水害防止に従事する企業を指す。新設した郵政企業とは新たに投資し設立された郵政運営に従事する企業を指す。新設したラジオ・テレビ会社とは新たに投資し設立されたラジオ・テレビ運営に従事する会社を指す。

(6) 民族自治地方で定期的に税減免を行なうためには省級人民政府が認可した文書を提出しなければならない。

(7) 投資プロジェクトが奨励類項目に属するか否かの判定が難しい場合、税務機関は企業に対して省級以上(省級を含む)の関係産業主管部門が発給した証明文書の提出を要求するとともに、その他関連資料と合わせて審査・認定する。

13. 青少年の活動場所に対する所得税優遇

(1) 青少年・学生のために科学技術、文化、道徳教育、愛国主義教育、体育活動の場を提供するための、青少年宮(学校以外で青少年に集団的文化活動を行なわせるための施設)、青少年活動センターなど校外活動用の非営利的な場所であること。

(2) 県級以上の共産党青年団組織により青少年・学生のために非営利的な活動を提供している証明資料を取得していること。

(3) 文化あるいは体育などの主管部門が審査・発給した経営許可証を取得していること。

14. 身体障害者専用用品を生産、組み立てを行っている企業に対する所得税優遇

(1) 「中国身体障害者専用用品目録(第1回)」の範囲内で身体障害者専用用品の生産、組み立てを行っている企業であること。

(2) 当該企業が生産、組み立てを行っている身体障害者専用用品の販売によって取得した年度販売収入が、企業の総収入の50%以上を占めていること(輸出収入は含まない)。

(3) 帳簿が健全で正確に完備した形で主管税務機関に納税資料を提出し、かつ当該企業が身体障害者専用用品の生産あるいは組み立てによって得られた収入を単独、正確に計算すること。

(4) 一定の生産、組み立て条件および身体障害者リハビリのためのその他補助条件を具備していること。

企業は登録した義肢、矯正器製作技術者の営業許可証を取得した専門技術者を少なくとも2人以上を有していなければならない。その企業の生産者数が20人を超える場合、登録した義肢、矯正器製作技術者の営業許可証を取得した専門技術者数は全生産者数の6分の1以上でなければならない。

型取測量、石膏加工、真空成型、研磨仕上げ、組立工、対線調整、射出成型、義肢機能訓練などの専用設備と工具を有していること。

身体障害者用の応接室は15 m²以上、義肢、矯正器製作室は20 m²以上、義肢機能訓練室は80 m²以上であること。

(5) 身体障害者専用用品製作技術者の名簿および関連営業許可証(コピー)を提出すること。

15. 税減免開始時間の計算は以下の規定に基づいて執行する。

(1) 法律、法規および国家の関連税収政策に規定がある場合、関連規定に基づいて執行する。

(2) 新設した企業の税減免執行を開始する生産経営日とは、納税者が初めて収入を取得した日を指す。

(3) 新設した企業が政府部門あるいは産業協会が発行した資質証書あるいはその他資格証書を所得税減免の条件と規定している場合、関係部門が資質や資格を確認した期日から、本条第(2)項の規定に基づいて、剰余された税減免期限内で企業所得税の減免政策を享受することができる。